（旅客名簿の写しの交付）

第二十一条の十七の二　法第十九条の四第五項の規定による旅客名簿の写しの交付は、対外旅客定期航路事業の用に供する船舶の発航前までに行わなければならない。

（事業廃止の届出）

第二十一条の十八　法第十九条の四第六項の規定により対外旅客定期航路事業の廃止の届出をしようとする者又は法第十九条の五第二項の規定により外航貨物定期航路事業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航定期航路事業廃止届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一～四　（略）

（安全管理規程の内容）

第二十一条の十九　対外旅客定期航路事業又は人の運送をする外航貨物定期航路事業（以下この条から第二十一条の十九の三までにおいて「対外旅客定期航路事業等」という。）を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一　（略）

二　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ　営業所の名称、所在場所及び連絡先その他の組織体制に関する事項

ロ　（略）

ハ　経営の責任者が輸送の安全の確保に関し責任を有することその他の経営の責任者の責務に関する事項

ニ・ホ　（略）

三　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ　事故、災害等の発生の状況に関する情報その他の輸送の安全に関わる情報を国土交通大臣、経営の責任者、安全統括管理者、運航管理者その他の関係者に確実に伝達し、及び共有する方法に関する事項

ロ　船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項

(1)　運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更に関する事項

(2)　気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達の方法に関する事項

(3)　運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに輸送の安全に支障が生ずるおそれのある状況において事業の用に供する船舶の運航を中止する場合の対応に関する事項

(4)～(6)　（略）

(7)　従業者について、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれの有無を確認する方法に関する事項

(8)　船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施する方法に関する事項

(9)　輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設を使用しない場合の対応に関する事項

(10)・(11)　（略）

ハ～ホ　（略）

ヘ　従業者に対しその職務に関し必要な知識及び能力を習得させるための教育及び訓練の実施方法に関する事項

（新設）

（事業廃止の届出）

第二十一条の十八　法第十九条の四第五項の規定により対外旅客定期航路事業の廃止の届出をしようとする者又は法第十九条の五第二項の規定により外航貨物定期航路事業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航定期航路事業廃止届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一～四　（略）

（安全管理規程の内容）

第二十一条の十九　対外旅客定期航路事業又は人の運送をする外航貨物定期航路事業（以下この条から第二十一条の十九の三までにおいて「対外旅客定期航路事業等」という。）を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一　（略）

二　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ　組織体制に関する事項

ロ　（略）

ハ　経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項

ニ・ホ　（略）

三　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ　情報の伝達及び共有に関する事項

ロ　船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項

(1)　運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更の際における安全性の確認に関する事項

(2)　運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに発航中止の指示に関する事項

(3)　気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達に関する事項

(4)～(6)　（略）

（新設）

(7)　船舶その他の輸送施設の点検及び整備に関する事項

（新設）

(8)・(9)　（略）

ハ～ホ　（略）

ヘ　教育及び研修に関する事項